

# 中間報告骨子(案)について

第3回までの検討結果を踏まえ、本検討会の中間報告（案）を、以下の骨子（案）を基に取りまとめてはどうか。

### ① 出勤手当

- ・ 出勤手当を見直し、出勤に応じた報酬制度（「出勤報酬」）を創設すること。また、旅費等については、別途必要額を措置すること。
- ・ 出勤は1日＝7時間45分を基本とすること。1日当たりの報酬は、他の類似制度を踏まえ、7,000円程度を標準的な額とすること。  
具体的な額は、市町村において、出勤の態様や、業務の負荷、活動時間等を勘案して均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・ 支給方法については、個人に直接支給すべきであること。

### ② 年額報酬

- ・ 出勤報酬の創設後も引き続き支給すべきであること。
- ・ 金額については、団員は年額36,500円を標準的な額とし、市町村において、階級や職責等を勘案し、均衡のとれた額となるよう定めること。
- ・ 支給方法については、個人に直接支給すべきであること。

### ③ 消防団の運営費

- ・ 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬）と、消防団活動に必要な経費（装備や被服等）はきちんと区別し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきであること。

### ④ 地方公共団体 における対応

- ・ ①から③を踏まえ、市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置をすべきであること。



# 中間報告骨子（案）について②



## ⑤ 国による助言・ 財政措置

- ・ 国においては、①から④を各地方公共団体に対して助言を行うこと。
- ・ また、制度の見直しにあわせ、財政措置のあり方についても必要な検討を行うこと。

## ⑥ その他

- ・ 消防団員の確保のためには、年額報酬等の処遇改善のほか、社会的評価の向上や広報、訓練のあり方など、他にも取り組むべき課題があるため、令和3年4月以降もこれらの項目について精力的に検討すること。